



社会保険労務士向け顧問契約のご案内

弊所の考え方・取り組みについて



弊所はこれまで、個別案件としては、顧問先様を中心とした日常の労務管理対応から、就業規則等改正、労働審判、労働関係訴訟等の対応に至るまで幅広く労働問題を取り扱って参りました。特に弊所の特徴としては、使用者側に特化したリーガルサービスを提供しています。

そのため、社労士の先生方とも定期的に勉強会を開催し、最新の判例、法改正に対応した内容から、使用者側にて対応に苦慮されている問題などについて、相互の研鑽の機会とさせていただいております。弊所では、引き続き使用者側に特化した事務所として、一步踏み込んだアドバイスが出来る事務所を目指して参ります。

顧問契約での主な提供サービス

貴事務所向け

〔相談内容の例〕

- ◎事務所内における労務問題
- ◎弊所定型書式の提供と解説
- ◎セミナー、勉強会のご案内

クライアント向け

〔相談内容の例〕

- ◎顧問先企業に生じた労務（法律）問題への対応（貴事務所顧問先企業の無料法律相談、ご紹介割引額での受任相談、研修対応等）
- ◎弊所とつながりの深い他仕業の紹介

社会保険労務士向けセミナー実績

- 2021年12月2日 「労務トラブルの総まとめと社労士自身の身を守るための留意点」
- 2021年9月16日 「企業を守るために退職する従業員から取得しておくべき誓約書」
- 2021年6月10日 「新型コロナ禍における残業代請求対応」
- 2021年3月16日 「新型コロナ禍における問題社員対応の実務」
- 2020年11月26日 「法改正への対応待ったなし！同一労働同一賃金」
- 2020年8月6日 「テレワーク実施における対応実務」

…その他講演等実績多数（2021.12.末時点）

所員紹介



弁護士 谷川安徳
Yasunori Tanigawa

H13年（2001年）10月弁護士登録（司法修習54期）

〔最終学歴〕

立命館大学大学院法学研究科博士前期課程（民事法専攻）

〔主な取扱分野〕

労働事件（使用者側）、契約審査、債権回収、建築事件、コンプライアンス・ハラスメント対策、事業再生、会社法関連業務全般

〔役職等〕

吹田市開発審査会・建築審査会委員（R3.4～） 等



弁護士 徳田聖也
Masaya Tokuda

H22年（2010年）12月弁護士登録（司法修習63期）

〔最終学歴〕

立命館大学法科大学院修了

〔主な取扱分野〕

労働事件（使用者側）、契約審査・下請法その他企業法務、事業承継、一般民事、家事事件

〔保有資格〕

事業承継士（一般社団法人事業承継協会）

月額顧問料・プラン内容

契約プラン	月額1.5万円	月額3万円	月額5万円
電話相談	月1時間まで	月3時間まで	制限なし
メール相談	○（1テーマ）	○（3テーマ）	○(制限なし)
貴所顧問先企業様 無料相談 (御来所の方に限り ます)	○ 月1回 計1時間以内	○ 月3回 計3時間以内	○ 回数時間 制限無し
貴事務所主催 セミナー講師・ 勉強会講師	1回30,000円	1回10,000円	無料
顧問弁護士の 外部表示	○	○	○

お問合せ先

〒541-0053 大阪府中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階

グロース法律事務所

電話 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203

メール info-growth@growth-law.com

